

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則

規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第一号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、沿岸漁業の経営若しくは操業状態若しくは沿岸漁業に従事する者の生活の改善又は沿岸漁業後継者等の養成を図るため、沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)に基づいて、沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付け、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 無動力漁船若しくは総トン数十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業

二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)

三 水産動植物の養殖の事業

(沿岸漁業改善資金の貸付け)

第三条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる者(以下「沿岸漁業従事者等」という。)に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。

一 沿岸漁業の従事者

二 前号に掲げる者の組織する団体

三 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が二十人以下であるもの

前項第二号に掲げる団体のうち法人格のない団体にあっては、次に掲

げる条件を併せ有するものでなければならぬ。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことの目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つてゐるもの（漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行つことが確実であるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適當なものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(貸付金の種類、貸付限度額等)

第四条 前条第一項の貸付けに係る沿岸漁業改善資金（以下「貸付金」という。）の種類、貸付限度額、償還期間及び据置期間は、別表第一のとおりとする。

2 一の沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、八百万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、そ

の承認した額とする。

(貸付金の利率)

第五条 貸付金は、無利子とする。

(貸付金の償還方法)

第六条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付金の金額に応じて知事が定める数の連帯保証人を立てなければならない。

(借用証書)

第十条 前条第二項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第一号）を信漁連を経由して知事に提出し

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が第三条第一項第二号に掲げる団体である場合には、その構成員のうち当該貸付けによつて利益を受ける者（その者が特定されないとときは、当該団体の理事その他の役員）が当該団体の連帯保証人とならなければならない。

(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第一号）に事業計画書を添え、その者の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、その者の住所地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行つたときは、その旨を当該申請者及び前条の規定により貸付申請書を経由した漁協又は市町村長（以下「経由漁協等」という。）並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知し、貸付けをしない旨の決定を行つたときは、その旨を当該申請者及び経由漁協等に通知しなければならない。

昭和55年1月18日 金曜日

## 鳥取県公報

(事業の完了等)  
なければならない。

第十二条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付後三月以内（漁業経営開始資金にあつては、六月以内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、事業完了後二十日以内に、事業完了報告書を経由漁協等を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、貸付金の貸付けを受けた者が別表第二の第一欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者であつて、当該貸付けについて、同表の第二欄に掲げる貸付けの条件の一に該当する貸付けの条件を付されているものであるときは、同表の第三欄に掲げる区分に応じ、同表の第四欄に掲げる証明書等の写しを事業完了報告書に添付しなければならない。（期限前償還）

第十二条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。  
二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第十三条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

一 災害

二 貸付金の貸付けを受けた者（その者が団体であるときは、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

（支払猶予の申請）

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第三号）に支払の猶予を必要とする理由を説明する書類を添え、支払期日の三十日前までに信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

（支払猶予の決定）

第十五条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行つたときは、その旨を当該申請者及び信漁連に通知しなければならない。支払の猶予をしない旨の決定を行つたときも、同様とする。

（違約金）

第十六条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十二条の規定により償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 前項に定める違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

（事務の委託）

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに關する事務を信漁連に委託する。

## (雑則)

第十八条 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 (第四条関係)

種類	貸付限度額 (償還期間 (据置期間 を含む。))	据置期間	
		七年以内	一年以内
1 経営等改善資金	二百四十万円	七年以内	一年以内
2 操船作業省力化機器等設置資金	二百四十万円	七年以内	一年以内
3 自動操縦装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	二百二十万円	七年以内	一年以内
4 漁ろう作業省力化機器等設置資金	二百二十万円	七年以内	一年以内
5 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	四百万円	七年以内	一年以内
6 捕機関駆動機器等設置資金	四百万円	七年以内	一年以内
7 1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他他の機器等の設置に必要な資金	四百万円	五年以内	一年以内

## 4 新養殖技術導入資金

知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)又は知事が定める養殖技術により水産動植物の養殖を行うの導入する場合において、当該養殖技術による新養殖技術導入資金

四百万円

四年以内

二年以内

## 5 乗組員安全機器等設置資金

漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金

五十万円

五年以内

一年以内

## 6 救命消防設備購入資金

漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金

十万円

二年以内

一年以内

## 7 漁船転覆防止機器等設置資金

漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金

百万円

五年以内

一年以内

## 8 漁船衝突防止機器等購入等資金

レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又

四十万円

五年以内

一年以内

9 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	は設置に必要な資金
1 生活改善資金 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で、次に掲げるものの設置に必要な資材の購入に必要な資金	生活改善資金
2 太陽熱利用温水装置 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。) ごみ焼却設備 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金 後継者等養成資金 研修教育資金 漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者が近代的な沿岸漁業	第一欄の設備又は装置の設備区分に応じ、そぞれこの欄額とする。
八十五万円 五年以内 一年以内	百三十万円 五年以内
三十万円 二年以内 三年以内 四年以内 五年以内	三百二十万円 七年以内 二年以内

別表第二(第十一條関係)

貸付金	貸付けの条件	区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金又は漁船衝突防止機器等購入等資金	機器等が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条第三項の予備検査を受け、これに合格したものであるか、又は船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第六十五条の三の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	船舶安全法第九条第三項の予備検査
合	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	合格證明書	船舶安全法施行規則第六十五条の三第四項の準備検査成績通知書

船舶安全法第五条第一項 の定期検査、中間検査又は 臨時検査を受け、これに合 格するといふ。		定期検査を受 け、これに合格 した場合 証書又は船舶安全 法第十一条ノ一の船 舶検査手帳					
中間検査又は臨 時検査を受け、 これに合格した 場合		船舶安全法第十条 ノ一の船舶検査手 帳					
<p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <tr> <td>機器等が船舶安全法第六 条ノ四第一項の型式承認を 受け、回項の検定に合格し たものである。</td> <td>機器等が型式承 認を受け、検定 に合格したもの である場合</td> <td>船舶安全法第九条 第四項の検定合格 證明書</td> <td></td> </tr> </table>				機器等が船舶安全法第六 条ノ四第一項の型式承認を 受け、回項の検定に合格し たものである。	機器等が型式承 認を受け、検定 に合格したもの である場合	船舶安全法第九条 第四項の検定合格 證明書	
機器等が船舶安全法第六 条ノ四第一項の型式承認を 受け、回項の検定に合格し たものである。	機器等が型式承 認を受け、検定 に合格したもの である場合	船舶安全法第九条 第四項の検定合格 證明書					

資 金 種 類	償 還 期 間 据 置 期 間	資 金 支 付		借 り 受け よ う と す る		申 請 額
		希望 日	事 業 量	事 業 費	千 円	
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名				申請者との関係
債 還 計 画						

支 払 期 日	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目
	償 還 額						
毎 月 年 日	円	円	円	円	円	円	円

(注) 金額の数値で千円あるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 沿岸漁業改善資金貸付申請書

職 氏 名 殿

沿岸漁業改善資金（  
資金）の貸付けを受けたいので、鳥取県沿  
岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	

年  
月  
日  
申請者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名



事業開始(団体又は会社にあつては、設立)の時期			
事業の概要			
資本の額又は出資の総額			
常時使用する従業者の数			
様式第2号(第10条関係)			
(裏面)			
受理印紙 はり付け欄	受理年月日	受理年月日	受理年月日
貸付決定番号	第号	年月日	年月日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金の種類	借入者(氏名) 又は名称	住所
借入金額 千円	第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回	年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日
	償還期日 及び償還額	円 円 円 円 円 円 円
償還期限 年月日	年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日	円 円 円 円 円 円 円

(注) 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は後継者等養成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記入すること。

(裏面)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、支払期日にかかわらず、直ちに、債務の全

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついでに、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

職氏名殿  
姓  
名  
郵便番号□□□□-□□

借受者住所  
姓  
名  
郵便番号□□□□-□□

(団体又は会社にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帶して債務を負担します。

部又は一部を弁済する。

(1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、

又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。

(2) 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全

部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告

をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(3) 乙が鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基

づく義務の履行を怠ったとき。

(4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(報 告)

第2条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業完了報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、支払期日に償還金又は期限前償還を請求された場合の当該償還すべき金額を支払わないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第14条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払う。

(連帯保証人)

第5条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求したときは、直ちに、

これに応じる。

2 甲は、保証人の変更に關し、乙から請求があり、適當と認めるときは、これに応じる。

## 様式第3号(第14条関係)

受理	年月日
受理	年月日

## 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

職 氏名 殿

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償還金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□□

申請者 住 所

氏 名

(団体又は会社にあつては、)  
(名称及び代表者の氏名)

記

資金の種類			
借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回 年 月 日	円	
	第2回 年 月 日	円	
	第3回 年 月 日	円	
	第4回 年 月 日	円	
	第5回 年 月 日	円	
	第6回 年 月 日	円	
	第7回 年 月 日	円	
変更後の償還方法	第1回 年 月 日	円	
	第2回 年 月 日	円	
	第3回 年 月 日	円	
	第4回 年 月 日	円	
	第5回 年 月 日	円	
	第6回 年 月 日	円	
	第7回 年 月 日	円	
	変 更 理 由		

(注) 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は後継者等養成資金の別及びそれぞれの資金について、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記入すること。

2 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記入すること。

## 鳥取県告示第六十号

告 示

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準を次のとおり定める。

昭和五十五年一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準

沿岸漁業改善資金の種類ごとの貸付対象、貸付限度額、貸付けの相手方、貸付申請の時期及び貸付決定の時期は、次に定めるとおりとする。

## 第一 経営等改善資金

種類	貸付対象	貸付限度額
操作船作業省力化機器等設置	次に掲げる機器、自動操縦装置を設置する場合にあっては個人、沿岸漁業を営む者、沿岸漁業に従事する団体及び沿岸漁業を営む会社(その常設組織を設置する場合にあっては、遠隔操縦装置を設ける者の組織とする場合にあっては、遠隔操縦装置を設ける場合にあっては、一台につき五百万元)。	一月、二月、三月、五月、六月、八月又は九月又は十一月
資金	一 自動操縦装置によるもの、可変ピッチプロペラを設置する場合にあっては一台につき一百五十万円	十二月
ロ ベラ		

新養殖技術導入資金	一 養殖施設の設置に必要な資金	二 油圧装置	三 飼料の購入に必要な資金	一 動力式つり機	二 ラインホーラー等の揚網機	三 ネットホーラー等の揚網機	四 動力式網さばき機

漁ろう作業者次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するもの設置に必要な資金

置資金

力化機器等設置する場合にあつては、一台につき八十万円、ラインホーラー等の揚網機設置する場合にあつては、一台につき六十万円、動力式網さばき機を設置する場合にあつては、一台につき七十万円、

は一台につき六十万円、(ラインホーラー等の揚網機設置する場合にあつては、一台につき四十万円、油圧装置を設置する場合にあつては、一台につき四百万円、油圧装置を設置する場合にあつては、一台につき一百万円)

は一台につき六十万円、(動力式網さばき機を設置する場合にあつては、一台につき七十万円)

は一台につき六十万円、(ラインホーラー等の揚網機設置する場合にあつては、一台につき四十万円、油圧装置を設置する場合にあつては、一台につき一百万円)

乗組員安全機器等設置資金	次に掲げる機器等の基準に適合するものに設置に必要な資金
一 転落防止用手すり	で知事が別に定める基準に適合するものに購入に必要な資金
二 すべり止め	で知事が別に定めた基準に適合するものに購入に必要な資金
三 安全カバー装	で知事が別に定めた基準に適合するものに購入に必要な資金
四 歩み板	で知事が別に定めた基準に適合するものに購入に必要な資金

第二 生活改善資金		漁船衝突防止機器等購入等資金	
種類	貸付対象	漁具損壊防止機器等購入資金付きブイ又はレーダー反射器付きブイ個人の場合は七十万円、団体又は会社の場合は百三十万円	一 レーダー反射装置に必要な資金
改善資金	手方けの相手	漁業の從事者	漁業の從事者
な資金	貸付申請の時期	一月、二月、三月、五月、八月又は十一月	一月、二月、三月、五月、八月又は十一月
一 居室(居間、寝室、子供室、老人室等)	貸付決定の時期	六月、九月又は十二月	六月、九月又は十二月
二 室等)			
三 甲板口の閉鎖ミング			

種類	貸付対象	貸付けの相手方	第三 後継者等養成資金	
			研修教育資金	時定期間
漁業經營開始	一十トン未満の漁船を使用して、若しくは使用しないで行う水産動物の採捕の事業又は漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業を行なう場合における機器等の購入費用、設置費用等当該經營の事業を開始する場合にただし、漁船の建造費用及び購入費用を除く。)	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね五月、六月、七月、八月、九月、十月又は十一月又は十二月)の者(おおむね二十歳未満の者に限る。)及び沿岸漁業労働從事者を使用して沿岸漁業を営む者	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね五月、六月、七月、八月、九月、十月又は十一月又は十二月)の者(おおむね二十歳未満の者に限る。)及び沿岸漁業労働從事者を使用して沿岸漁業を営む者	一月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月
観察費等	一 国内研修	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね五月、六月、七月、八月、九月、十月又は十一月又は十二月)の者(おおむね二十歳未満の者に限る。)の者に限る。以下同じ。)	沿岸漁業の後継者たる青少年(おおむね五月、六月、七月、八月、九月、十月又は十一月又は十二月)の者(おおむね二十歳未満の者に限る。)の者に限る。以下同じ。)	一月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月
	二 国外研修			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏取

〔定価一部一箇月千円(送料を含む。)〕

三 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)

四 家事室等(家事室、更衣室、土間等)

二水産動植物の養殖の事業を開始する場合における養殖施設の設置費用、種苗の購入費用、飼料の購入費用等当該經營を行うのに必要な費用(ただし、土地の購入費用並びに漁船の建造費用及び購入費用を除く。)